

議第373号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例
京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。
第7条第1項第1号中「390,000円」を「404,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成27年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

提案理由

出産育児一時金の支給額を改定する必要があるので提案する。